

令和7年度 千葉市イノベーション拠点認定事業

募 集 要 項

令和7年4月
千葉市

【申請書類の提出締切り】

令和7年11月28日（金曜日）まで【必着】

申請に必要な様式は、千葉市ホームページからダウンロードできます。

（ <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/innovation.html> ）

「千葉市 イノベーション拠点認定事業」で検索

【提出先・お問い合わせ先】

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市経済農政局経済部産業支援課スタートアップ支援室

電話 043-245-5292

FAX 043-245-5590

E-mail : sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp

— 目次 —

1	事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2	認定のメリット・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3	認定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
4	用語の定義について・・・・・・・・・・	P 2
5	対象となる施設・・・・・・・・・・	P 3
6	スケジュール・・・・・・・・・・	P 6
7	申請書類及び申請方法・・・・・・・・・・	P 7
8	提出先・お問い合わせ先・・・・・・・・	P 7
9	留意事項・・・・・・・・・・	P 8
10	認定の取消し・・・・・・・・・・	P 8

1 事業の概要

本市経済の活性化やイノベーション創出の機運醸成を目的として、複数の企業や個人が交流する場を提供し、コミュニティの形成や事業の成長支援等のイノベーション創出に資する取組みを行う市内のコワーキングスペースやレンタルオフィスを「千葉市イノベーション拠点」として認定します。

2 認定のメリット

- (1) 市の認定拠点として、利用者や利用を検討している方々へアピールできます。
- (2) 市が認定拠点間のハブとなり、「拠点を越えた交流」を利用者の方々に提供できます。
- (3) 拠点整備等にかかる経費について、補助金（上限250万円、補助率50%）を受け取ることができます。

3 認定期間

認定日から3年間

4 用語の定義について

- (1) イノベーション：モノ、仕組み、サービス、組織、ビジネスモデルなどに新たな考え方や技術を取り入れることにより、事業活動に新たな価値を見出す取組み全般をいう。
- (2) イノベーション拠点：多様な企業や個人が交流できるコワーキングスペース等で、コミュニティマネージャーの機能を持った人材の配置や交流イベントの実施等により、イノベーション創出に資する取組みを行う施設をいう。
- (3) コワーキングスペース：複数の企業や個人が利用できる共用型のワークスペースをいう。
- (4) レンタルオフィス：一般的な貸事務所と異なり、複数の利用者に提供されている専有スペースの一つを契約して利用するオフィス形態をいう。
- (5) コミュニティマネージャー：施設利用者のコミュニティ形成を促進するため、施設利用者の事業内容や連絡先等の把握に努め、積極的に施設利用者間又は施設利用者と外部の者との交流が図れるよう、仲介等をする人材をいう。
- (6) 交流イベント：新たなイノベーションを創出することを目的に、施設内外又はオンラインにて、複数の施設利用者間又は施設利用者と外部の者が事業の発表や意見交換を行う行事をいう。
- (7) 事業計画：この要綱に基づく認定後の施設におけるイノベーション拠点の整備及び運営に係る計画で、申請者が認定の申請時に策定し、市長に提出するものをいう。

5 対象となる施設

以下の【対象要件】(1)～(20)をすべて満たす施設が対象となります((8)のコミュニティマネージャーの要件は、申請日時時点で満たしていない場合、申請日から1年以内に満たす事業計画であることを要件とします。)

ただし、以下の【除外要件】(1)～(6)のいずれかに該当した場合は、対象外となります。

【対象要件】

(千葉市イノベーション拠点認定事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第3条第1項各号)

- (1) 当該施設を運営する者が、市税(延滞金を含む)を滞納していないこと。
- (2) 当該施設を運営する者が、当該施設の運営に必要な事項について届出し、又は許認可等を受けていること。
- (3) 当該施設を運営する者が、当該施設の運営を継続する、十分な財務基盤を有すると認められること。
- (4) 申請日において、千葉市内の施設として運営を開始しており、次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ア 1年以上の運営実績を有していること。
 - イ 運営開始後1年未満の施設の場合は、運営する者が、他施設の運営実績又はイノベーション創出に関する事業実績を3年以上有していること。
- (5) コワーキングスペース又はレンタルオフィスの機能を有していること。
- (6) 原則として、施設全体の有効面積が100㎡以上であること。
- (7) 交流イベントが実施可能な収容人数10人以上のイベント・セミナースペース等を有していること。
- (8) コミュニティマネージャーの機能を有する人材を配置し、週28時間以上配置する体制であること。
- (9) イノベーション創出に資する交流イベントを、認定を受けた後2か月に1回程度、定期的に開催する事業計画であること。
- (10) 当該施設の1日当たりの利用者数が、直近6か月平均で10人を超えていること。
- (11) 千葉市内に事業所を有していない市外事業者も利用可能であること。
- (12) 当該施設の利用者を特定の企業や団体等に限定していないこと。
- (13) 実施要綱に基づく認定後、当該施設におけるイノベーション拠点としての運営を、3年間継続する事業計画であること。また、同一施設について過去に実施要綱に基づく認定を受けている場合は、当該過去の認定期間の終了後に開始する事業計画であること。
- (14) 当該施設を運営する者は、本市の経済関連事業の広報に協力すること。

- (15) 当該施設を運営する者は、本市の経済関係の調査等に協力すること。
- (16) 当該施設を運営する者は、本市で今後実施する「イノベーション交流会（仮称）」について、施設利用者へ参加を積極的に勧め、登壇者を1人以上推薦すること。
- (17) 当該施設において、本市で実施するイベント等の開催に際し、必要に応じて場所の提供等の協力をする事。
- (18) 当該施設において、本市で実施するオンラインイベントに際し、必要に応じて利用者へのオンライン配信に協力をする事。
- (19) 実施要綱に基づき市が認定した他のイノベーション拠点（以下「他の拠点」という。）と、イノベーション創出に関する事項について情報の提供等の協力をする事。また、他の拠点との交流イベントを実施すること。
- (20) その他の法令等に違反していないこと。

【除外要件】（実施要綱第3条第2項各号）

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に係る者
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (6) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号） 抜粋

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号） 抜粋

（用語の意義）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

２～１３ （略）

6 スケジュール

※ 日程は、状況により変更する場合があります。

(1) 認定申請書の提出【締切り：令和7年11月28日（金）必着】

- ・ 千葉市イノベーション拠点認定申請書（様式第1号）・事業計画書（様式ア）の項目をすべて記載し、添付書類※と併せて提出してください。

※添付書類は「7 申請書類及び申請方法」を参照

(2) 審査【随時】

- ・ 提出書類に基づき、対象要件を満たしているかを審査します。

※審査の一環として、必要な調査（ヒアリングや追加資料の提出等）を求める場合があります。

⇒要件を満たしていない者は、「不認定」の扱いとなります。

(3) 認定施設の決定・公表【申請後1か月程度で決定予定】

- ・ 決定した認定事業者については、速やかに書面をもって通知します。
また、認定事業者の名称等を千葉市ホームページ等で公表します。

(4) 認定を受けた事業計画に基づき千葉市イノベーション拠点として活動【3年間】

(5) 事業進捗報告【毎年2回、3年間】

- ・ 毎年2回、9月末時点及び3月末時点の事業進捗を報告していただきます。
- ・ 報告に当たっては、千葉市イノベーション拠点事業計画進捗報告書（様式第8号）の項目をすべて記載し、添付資料※と併せて、報告時点の翌月末日（10月31日・4月30日）までに提出してください。

※添付書類：(1) 進捗状況内容書（様式第8号の2）

(2) 進捗状況内容書（交流イベント）（様式第8号の3）

(3) (1)～(2)の記載内容を補足する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(6) 事業実績報告【認定期間が終了した月の翌々月末日】

- ・ 千葉市イノベーション拠点事業計画の実績報告書（様式第9号）の項目をすべて記載し、添付資料※と併せて提出してください。

※添付書類：(1) 実績内容書（様式第9号の2）

(2) 実績内容書（交流イベント）（様式第9号の3）

(3) 実績内容書（コミュニティマネージャー）（様式第9号の4）

(4) (1)～(3)の記載内容を補足する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

7 申請書類及び申請方法

以下の申請書類を作成の上、郵送・持参により提出してください（国及び公共団体においては⑤⑥⑨は提出不要）。

【令和7年11月28日（金）※必着】

申請書類（①②③）は千葉市ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/innovation.html>)

※ ファックス、電子メールでは受付いたしません。

No	申請書類
①	千葉市イノベーション拠点認定申請書（様式第1号）
②	事業計画書（様式ア）
③	税情報閲覧同意書兼誓約書（様式イ）
④	会社概要の分かるパンフレット等、企業等の事業概要を説明するもの
⑤	法人登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
⑥	直近3期分の決算書又はこれに代わるもの
⑦	施設の図面（有効面積が確認できるもの）
⑧	施設の運営開始日が確認できる書類
⑨	イノベーション拠点を設置する建物の契約にかかる書類（賃借の場合：賃貸借契約書の写し、所有の場合：不動産登記事項証明書の写し）
⑩	その他市長が必要と認める書類

8 提出先・お問い合わせ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市経済農政局経済部産業支援課スタートアップ支援室

電話：043-245-5292 FAX：043-245-5590

E-mail：sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp

※ 受付時間：9時～12時、13時～17時（土日祝日を除く）

9 留意事項

- (1) 申請書等の提出された書類は返却いたしません。
- (2) 審査の途中経過及び審査結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 千葉市は、当事業において認定した事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負いません。
- (4) 施設の管理や安全などに関する責任は、当事業において認定した事業者が負うものとします。

10 認定の取消し

以下(1)～(6)のいずれかに該当すると認められる場合、認定を取り消すことがあります(実施要綱第12条各号)。

- (1) 市税(延滞金を含む)を滞納したとき。
- (2) 施設の運営に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。
- (3) 実施要綱第3条第1項各号に規定する要件※1及び第5条第3項に規定する審査における基準を満たさなくなり、かつ改善が見込まれないと認められるとき。
- (4) 実施要綱第3条第2項各号※2のいずれかに該当したとき。
- (5) 事業計画に沿って認定施設を運営しておらず、かつ改善が見込まれないと認められるとき。
- (6) その他市長が認定を不相当と認めるとき。

※1 実施要綱第3条第1項各号に規定する要件…「5 対象となる施設」の1. 対象要件のこと

※2 実施要綱第3条第2項各号…「5 対象となる施設」の2. 除外要件のこと